

# 過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令案 概要

## 1. 趣旨

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 3 号）の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）等について必要な改正を行う。

## 2. 概要

### (1) 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

- ① 過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として政令で定める金額を 20 億円とする。（⇒公営競技に係る収益が 20 億円を超える市町村は、過疎地域とはしない。）
- ② 新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定める。
- ③ 市町村の廃置分合等があった場合の新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定める。
- ④ 新たに過疎対策事業債の対象とされた施設のうち、太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設について、その具体的内容を定める。
- ⑤ 過疎対策事業債の対象施設として、市町村立の幼稚園を追加する。
- ⑥ 新たに減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象とされた情報通信技術利用事業（コールセンター）について、所要の定義を定める。

### (2) 国有財産特別措置法施行令（昭和 27 年政令第 264 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

地方公共団体が過疎地域等において小学校、中学校等の用に供する施設について国の普通財産の無償貸付を受けることができる期限を延長する。（平成 22 年 3 月 31 日→平成 28 年 3 月 31 日）

### (3) 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）等の一部改正〔第 4 条～第 6 条関係〕

過疎地域自立促進特別措置法を所管する総務省、農林水産省及び国土交通省の局課の所掌事務の特例の期限を延長する。（平成 22 年 3 月 31 日→平成 28 年 3 月 31 日）

## 3. 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日（ただし、2 (3)に係る改正は公布の日）〔附則第 1 条関係〕

[閣議予定日]

平成 22 年 3 月 26 日（金）